

Health INFORMATION

健康や各種健診
についての
お知らせです

いきいき
健康



だより

総合福祉センター ☎42局8812 番

平成 22 年度の総合健診（特定健診・各種がん検診）のお知らせ

春の健診の申し込みはすでに終了していますが、下記の日程には若干の余裕がありますので、お問い合わせください。健（検）診は身体の状態をチェックできるよい機会です。ぜひこの機会にお申し込みください。

■集団健（検）診日程

月 日	場 所	受付時間など
5月20日(木)	総合福祉センター	午前 8時30分から 10時30分まで ※結果説明会は 後日行います
5月21日(金)		
5月22日(土)		
7月12日(月)		
7月13日(火)		

申込方法

- **申し込み方法** 2月下旬に申込書を郵送しています。申し込まれる場合は至急ご返送ください。また、申込書が届いていない人はご連絡をお願いします。
- **検診内容** 各種がん検診（胃がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん・子宮がん・乳がん・肝炎ウイルス）、結核検診、基本健診、特定健診
- **申し込み・問い合わせ** 総合福祉センターまで

■BCG予防接種

▽4か月健診のときと一緒にいきます
▽接種期間 生後6か月未満
▽場 所 総合福祉センター保健棟

期 日	時 間
5月13日(木)	午後1時30分から2時まで
6月10日(木)	
7月8日(木)	

■ポリオ予防接種

▽ポリオの予防接種は2回受けてください。
▽対象者 生後3か月から90か月未満
▽場 所 総合福祉センター保健棟

期 日	時 間
5月18日(火)	午後1時30分から2時まで
6月30日(水)	

予防接種



母子健康手帳の交付

妊娠がわかったら、早めに母子健康手帳の交付を受けましょう。妊娠中の生活や制度などについて保健師が説明します。



- **とき** 5月12日、19日、26日の午前10時から11時30分
※原則、毎週水曜日が交付ですが、都合がつかない場合は相談に応じますのでご連絡ください。必ず妊婦さん本人がお越しください
- **場所** 総合福祉センター保健棟
- **必要なもの** 妊娠届出書（ある人のみ）・印かん

乳幼児健診・相談

5月の乳幼児健診は次のとおりです。該当者には事前に通知をしています。ご確認ください。

- **とき** 健診の内容によって異なりますので詳細は通知（案内）書をご確認ください
- **ところ** 総合福祉センター保健棟
- **内容** 身体測定・問診・小児科医診察・育児相談・栄養相談など



健診内容	期日	対象児
4か月健診	5月13日(木)	平成21年12月17日から 平成22年1月13日生まれ
7か月健診	5月27日(木)	平成21年9月25日から 平成21年10月29日生まれ
12か月健診		平成21年5月1日から 平成21年5月31日生まれ
1歳半健診	5月6日(木)	平成20年10月9日から 平成20年11月6日生まれ
3歳児健診		平成19年4月9日から 平成19年5月6日生まれ
乳幼児相談 (身体測定・育児・栄養相談)	5月26日(水)	平成22年3月30日から 平成22年4月26日生まれ

※乳幼児相談は、どなたでもお気軽にお越しください。（申込不要）

男性の料理教室

参加者
募集



みんなで楽しく料理をしましょう。身近な材料で作れる簡単、おいしいメニューです。

- **とき** 6月1日(火)
- **場所** 総合福祉センター保健棟
- **持ってくるもの** エプロン
- **対象者** 男性
- **参加費** 無料
- **申し込み期限** 5月26日(水)

後期 高齢者 医療制度

保険料などの
お知らせです

役場保険年金班 ☎42局2111番



Support INFORMATION

● 後期高齢者医療制度の保険料のお知らせ

後期高齢者医療制度の保険料は2年に一度改正されます。改正内容は均等割額が50,935円から52,213円に改正。また、所得割率が9.24%から9.87%に改正されました。



● 保険料の算出方法

保険料は、被保険者ごとに計算され、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の総所得金額等に応じて負担する「所得割額」との合計が保険料となります。

保険料の算定方法

$$\text{年間保険料 (最高限度額 50 万円)} = \text{被保険者均等割額 52,213 円} + \left(\text{総所得金額等} - \text{33 万円 (基礎控除額)} \right) \times \text{所得割率 9.87\%}$$

● 保険料の軽減

■ 均等割額の軽減

世帯の所得に応じて、均等割額が軽減されます。

軽減割合	軽減後の額 (年額)	同一世帯内の被保険者や世帯主の総所得金額等の合計額
9割軽減	5,221円	33万円(基礎控除額)以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下で、そのほかに各種所得がない場合
8.5割軽減	7,831円	33万円(基礎控除額)以下の場合
5割軽減	26,106円	33万円(基礎控除額) + 24.5万円 × 被保険者数(世帯主を除く)以下の場合
2割軽減	41,770円	33万円(基礎控除額) + 35万円 × 被保険者数以下の場合

■ 所得割額の軽減

被保険者の所得に応じて、所得割額が軽減されます。

総所得金額等から基礎控除額(33万円)を引いた額が58万円以下(公的年金のみの場合は、収入額で211万円以下)の人 → **5割**の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日まで「会社などの健康保険の被扶養者」だった人 → 所得割額はかかりません **均等割額は9割軽減**

※保険料は、7月に送付予定の「平成22年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」でご確認ください。

● 保険証が更新されます

現在使用している後期高齢者医療被保険者証の有効期限は7月31日までです。8月1日からは新しい保険証となりますので、7月下旬に町から郵送します。

*** 問い合わせ ***

鞍手町役場保険健康課 保険年金班

福岡県後期高齢者医療広域連合

☎ 42局2111 内線202

☎ 092-651-3111 ファックス 092-651-3901

■ 受付時間 保険年金班 8:30 ~ 17:15 福岡県後期高齢者医療広域連合 8:30 ~ 17:30 (土・日・祝日を除く)



■今年度の保育所の保育料

(単位：円)

階層	世帯区分	3歳未満	3歳	4歳以上	
1	生活保護の受給世帯	0	0	0	
2	母子世帯・父子世帯・身体障害者のいる世帯	0	0	0	
	町民税の非課税世帯	1人目	8,100	5,400	5,400
2人目		4,050	2,700	2,700	
3	平成21年度分の町民税が課税の世帯	1人目	17,500	14,800	14,800
		2人目	8,750	7,400	7,400
4	平成21年分の所得税額が40,000円未満の世帯	1人目	27,000	24,300	24,300
		2人目	13,500	12,150	12,150
5	平成21年分の所得税額が40,000円以上103,000円未満の世帯	1人目	40,000	37,300	32,700
		2人目	20,000	18,650	16,350
6	平成21年分の所得税額が103,000円以上413,000円未満の世帯	1人目	54,900	38,200	32,700
		2人目	27,450	19,100	16,350
7	平成21年分の所得税額が413,000円以上の世帯	1人目	72,000	38,200	32,700
		2人目	36,000	19,100	16,350



平成22年度の保育所の保育料は左の表のとおりです。なお、複数の子どもを保育する世帯では、二人目の子どもにかかるとは異なる保育料は半額、三人目以降の子どもは無料となります。



保育所の 保育料のお知らせ

複数のお子さんが
保育所や幼稚園などを
利用している場合は



※住宅取得等特別控除などの税額控除は適用されません。

保育所以外に幼稚園や認定こども園を利用している子どもも算定対象に含めるため、これらの施設を利用している子どものうち、保育所を利用している子どもの保育料は、二人目の子どもであれば半額、三人目以降の子どもであれば無料となります。

休日保育事業の ご案内

鞍手町の認可保育所に通っている子どもで、保護者が仕事などの都合により、家庭内で保育ができない世帯の子どもを休日にも預かっています。詳しい内容は、各保育

所または役場福祉人権課にお尋ねください。

- ▽保育日 日曜日、国民の休日（行事のある休日と年末年始は除く）
- ▽保育時間 午前7時15分から午後6時15分まで
- ▽保育場所 剣第一保育所
- ▽利用料金 3歳未満の子どもは日額二千円。3歳以上の子どもは日額一千五百円
- ▽利用者登録 利用希望日の前月20日までにお申し込みください
- ▽申し込み 各町立保育所または役場福祉人権課児童人権班まで